資料１

いじめ防止対策推進法の重大事態に係る再調査に向けての流れ

事案発生　平成 28 年(2016 年)12 月 8 日

教育委員会

調査組織へ詳細調査の諮問　平成 28 年(2016 年)12 月 28 日

調査①　いじめ防止対策委員会　（第三者委員会）

根　　拠　：　いじめ防止対策推進法第２８条第１項
設置主体　：　教育委員会
目　　的　：　重大事態に係る事実関係を明確にし、再発を防止するため

教育委員会へ調査①結果報告書の答申　平成 30 年(2018 年)10 月 1 日

遺族からの所見書の提出　平成 31 年(2019 年)2 月 8 日
※いじめを受けた児童生徒及び保護者は希望すれば、意見書（所見書）を提出できる
（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン第７）

※教育委員会として、遺族の意向を総合的に勘案し、非公開を決定
（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン第７）

市　　長

調査①結果の報告書及び所見書の受理　平成 31 年(2019 年)4 月 26 日
（いじめ防止対策推進法第３０条第１項）

再調査の必要性を検討

検討例（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン第１０）
・新たな重要な事実が判明した場合
・事実確認した調査事項の調査が不十分な場合
・教委・学校の対応についての調査が不十分な場合
・調査委員選任の公平性・中立性に疑義がある場合

再調査の必要性の判断

調査②　いじめ問題再調査委員会（第三者委員会）【設置条例案提案】

根　　拠　：　いじめ防止対策推進法第３０条第２項
設置主体　：　地方公共団体の長
目　　的　：　いじめ防止対策推進法第２８条第１項の規定による調査結果について調査を行う

条例可決後、委員を選任し、市長から諮問

再調査を実施し、調査結果を市長に答申

再調査結果の市議会への報告　いじめ防止対策推進法第３０条第３項